

第 8 章

国際契約の規制

公正取引法における国際契約の規制により、不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約の締結が禁止されている。一方、これら不当な共同行為、不公正取引行為、再販売価格維持行為については、前述のとおり、それぞれ公正取引法の各条項において禁止されている。このため、重複した規制になっているとの疑問が当然生じよう。しかし、この国際契約の規制が設けられている理由としては、次のような事情がある。つまり、国際契約については、外国の事業者や事業者団体が一方の契約当事者であり、これら外国当事者が国際契約を通じてそうした禁止行為を行っても、手続上、これら外国当事者に対して管轄権を及ぼすことが困難な場合が多いことがある。このため、こうした問題を解決するため、そうした禁止行為に該当する事項を内容とする国際契約の締結 자체を禁止することにより、たとえ外国当事者に手続上の管轄権を及ぼせなくとも、契約のもう一方の契約当事者である韓国国内の事業者又は事業者団体を違反の対象とし、国内当事者にそうした問題のある国際契約を破棄されることにより、かかる契約を排除できるようになっているのである。この利点が現れるのは、国内当事者が外国当事者から不公正取引行為や再販売価格維持行為を受けている場合であり、その場合、前述の不公正取引行為規制や再販売価格維持行為規制においては、国内当事者は被害者であるので違反に問えないにもかかわらず、国際契約の規制においては、契約の締結それ自体を禁止しているので、被害者である国内当事者も違反に問うができるのである。これにより、外国当事者に手続上の管轄権を及ぼせない場合であって

も、国内当事者を違反に問うことにより、問題のある国際契約を排除できるようになっている。こうした国際契約の規制は、日本の国際契約の規制と同じであり、日本法を模範としているものである。

また、この国際契約については、国内契約に比べてその捕捉が容易でないため、規制の実効性を確保するため、1994年12月の法改正までは、一定の国際契約について日本と同様の届出制がとられていた。この点でも、94年12月の法改正までは、韓国と日本の国際契約の規制には基本的に差異がなかったのである。しかし、それ以降においては、韓国の場合、届出制が廃止され、代わって、国際契約を締結した事業者又は事業者団体は、違反する国際契約であるかどうかを公正取引委員会に審査することを要請できるように改められた。このため、韓国と日本の国際契約の規制の間においては、この点で制度的差異が生じるようになった。

1. 規制制度の変遷

公正取引法は、1980年12月に制定されて以降、96年12月、90年1月、92年12月、94年12月の4次にわたって改正されてきており、同法における国際契約の規制に関する規定についても、その都度改正されてきている。ただ、これら改正のうち、86年12月、90年1月及び92年12月の改正は、いずれも、制度面に大きな変更をもたらすものではなかったが、94年12月の改正は、国際契約の届出制度を廃止するものであり、制度面に大きな変更をもたらすものであった。規制制度の変遷の状況は次のとおりである。

(1) 公正取引法の制定当時

事業者又は事業者団体は、不当な共同行為及び不公正取引行為に該当する事項を内容とする次の契約類型の国際契約を締結してはならないとされた。

ただし、当該国際契約の内容が一定の取引分野における競争に及ぼす影響が軽微であったり、その他やむを得ない事由があると独占禁止当局が認める場合はこの限りではないとされた。

- ①外資導入法に基づく借款契約、合弁投資契約及び技術導入契約
- ②商品の輸入又は役務の提供に関して1年を超える期間にわたる継続的な取引を目的とする輸入代理店契約（物品売渡確認書発行業の場合を除く）及び長期輸入契約（原材料及び資本財の輸入契約を除く）

また、上記①及び②の国際契約を締結した事業者又は事業者団体には、届出義務が課され、独占禁止当局に対して契約締結の日から30日以内の届出が義務づけられた。ただ、合弁投資契約については、契約締結前での届出が義務づけられた。

是正措置については、違反する国際契約又は違反のおそれのある国際契約がある時は、当該事業者又は事業者団体に対して契約の届出を命じ、又は契約の取消、契約内容の変更、修正その他是正のために必要な措置を命じることができるとされた。

（2）公正取引の改正

ア 1986年の改正

法制定当时においては、不当な共同行為及び不公正取引行為に該当する事項を内容とする国際契約の締結が禁止されていたが、再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約の締結は、禁止の対象となっていたくなかった。このため、新たに、再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約の締結が禁止の対象として追加された。

また、規制の対象となる契約類型については、上記①及び②の契約類型のほかに、新たに、1年以上の期間にわたる継続的な使用を目的とする著作権の導入に関する契約が追加された。

なお、合弁投資契約については、契約締結前の届出が義務づけられていた

が、他の契約類型と同様に、契約締結の日から30日以内の届出の義務づけに改められた。

イ 1990年の改正

規制の対象となる契約類型として、新たに、技術役務育成法による技術役務導入契約が追加された。また、届出義務のある国際契約の範囲について、施行令で一定の契約金額や期間以上のものに限定できるようにされた。

ウ 1992年の改正

規制の対象となる契約類型が削除され、いかなる国際契約の類型であっても、不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とするものは、その締結を禁止できる形に規定が改められた。

また、届出義務のある国際契約の範囲について、「その契約金額及び期間等が大統領令の定める類型及び範囲に該当する国際契約を締結した時は、大統領令の定めるところにより、これを公正取引委員会に届出なければならない」とされ、契約金額や期間のみならず、契約類型や届出期間まで全てが大統領令つまり施行令に委任されることになった。

エ 1994年の改正

前回の改正において、いかなる国際契約の類型であっても、不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とするものは、その締結が禁止される形に改められた規定を再び改め、「事業者又は事業者団体は、不当な共同行為、不公正な取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とするものであって、大統領令で定める国際契約を締結してはならない」とし、施行令において締結禁止の対象となる契約類型等の範囲が定められるようになった。

また、国際契約については届出制をとっている一方で、国内契約については届出制をとらないでいることは衡平上問題があること、世界貿易機構

(WTO)体制の発足に伴い、公正取引法の制度も国際的に合致したものとする必要性があること等を理由として、届出制が廃止された。そして、届出制の廃止によって、不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約の禁止規定の実効性が損なわれないよう、課徴金制度が導入され、違反行為の実行期間における売上高の2%を超えない範囲内で課徴金を課すことができるようになった。

さらに、事業者又は事業者団体は、国際契約を締結しようとする時は、公正取引委員会に対して当該契約の違法性について審査を要請できることになった。

2. 現行規制の内容

32条1項において、事業者又は事業者団体が、不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約であつて、施行令の定める国際契約を締結することを禁止している。施行令では、施行令の定める国際契約とは次の契約をいうと定められている（施行令47条）。そして、32条1項の但書において、当該国際契約の内容が、一定の取引分野において競争に及ぼす影響が軽微であり、又はその他やむを得ない事由があると公正取引委員会が認める場合は、この限りではないとされている。

①無体財産権契約

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業秘密その他類似の技術に関する権利の実施権又は使用権を導入する契約であって契約期間が3年以上（更新契約の場合、当初契約期間を含む）である契約及び著作権導入契約（書籍・音盤・映像の著作権導入契約を除く）であって契約期間が1年以上である契約。

②輸入代理店契約

商品の輸入又は役務の導入に関して、継続的な取引を目的とする輸入

代理店（物品売渡確約書発行業の場合を除外する）契約であって契約期間が1年以上である契約。

③合弁投資契約

32条2項では、「第1項の規定による不当な共同行為、不公正取引行為又は再販売価格維持行為の類型及び基準は、公正取引委員会が定め、これを告示する」とし、国際契約における不当な共同行為、不公正取引行為又は再販売価格維持行為には具体的にどのような行為が該当するのか明らかにするため、公正取引委員会がその類型及び基準を定めて告示することになっている。

33条では、事業者又は事業者団体は、国際契約を締結するに当たり、当該国際契約が32条1項の規定に違反するか否かについて、公正取引委員会に審査を求めることができるとしており、施行令において、国際契約を締結した者は、当該契約を締結した日から30日以内に公正取引委員会が定めて告示する審査要請書と当該契約書の写し（翻訳文を含む）を、また、国際契約を締結しようとする者は、審査要請書を公正取引委員会に提出しなければならないとしている。そして、公正取引委員会は、審査要請を受けた場合は正当な事由がある場合を除いて、審査請求を受けた日から20日以内にその結果を審査要請者に書面で通報しなければならないとしている（施行令48条1項～3項）。また、審査要請者は、審査要請した契約の内容が32条1項の規定に違反していると公正取引委員会から通報を受けた時は、その日から60日以内に関連契約条項を修正し、再度審査を請求できることになっている（施行令48条4項）。

違反行為に対する是正措置としては、34条において、公正取引委員会は、32条1項の規定に違反し、又は違反するおそれがある国際契約がある時は、当該事業者又は事業者団体に対して、契約締結の申告を命じ、又は契約の取消、契約内容の修正・変更、その他の是正するために必要な措置を命じることができることになっている。また、違反行為に対しては課徴金を賦課できるようになっており、34条の2において、32条1項の規定に違反して国際契約が締結された時は、公正取引委員会は、当該事業者又は事業者団体に対し

て、当該違反行為があった日からその行為がなくなる日までの期間における売上高の2%を超えない範囲において、課徴金を賦課することができるとされている。

次に、前述の32条2項に基づき公正取引委員会が告示した不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為（以下「不公正取引行為等」という）の類型及び基準の内容を紹介し、具体的にどのような行為が不公正取引行為等に該当するのか見ていくことにする。

この類型及び基準は、「国際契約上の不公正取引行為等の類型及び基準」として告示され、最新のものは、1995年4月1日に告示されている。この告示は、無体財産権契約、輸入代理店契約及び合弁投資契約をその適用対象とし、これら3契約ごとに見られる種々の制限について、次のように、「不公正な場合に該当するおそれが強い事項」と「公正な場合に該当する事項」に分けて、具体的な例を挙げる形をとっている。

（1）無体財産権契約

無体財産権契約において不公正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次のとおりであり、不公正な場合に該当するか否かは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、契約期間、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定するとしている。

ア 原材料、部品、設備、関連製品等（以下「部品等」という）の購入先制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・無体財産権提供者（以下「提供者」という）が、無体財産権導入者（以下「導入者」という）に契約製品の部品等を提供者又は提供者の指定する者から購入させる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・提供者が契約製品の品質又は性能等の保証のため、不可避的に導入

者に契約製品の部品等を提供者又は提供者の指定する者から購入させる場合。

- ・導入者の要請により提供者又は提供者の指定する者が契約製品の部品等を導入者に供給する場合。

イ 販売地域等の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が導入者に提供者の事前の同意若しくは承認を受けさせて契約製品を輸出させ、又は提供者が導入者の輸出可能若しくは輸出禁止対象国を指定し、若しくは提供者が導入者の輸出を完全に禁止し、輸出量若しくは輸出金額を制限する場合。
- ・市場を分割する目的で提供者が導入者の国内販売地域を制限する場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・提供者の契約締結当時の既得権地域（当該無体財産権登録地域、契約製品についての経常的販売活動地域、第三者に当該無体財産権の独占実施権を供与した地域）への導入者の輸出について、提供者が制限し、又は提供者の事前の同意若しくは承認を受けさせる場合。
- ・導入者が契約製品を輸出する場合には、導入者に提供者と事前に協議させる場合。
- ・提供者が提供者の国内法により契約製品の輸出が禁止された地域への導入者の輸出を禁止する場合。

ウ 取引の相手方の制限及び取引数量の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が導入者に提供者若しくは提供者の指定する者を通じて契約製品を販売させ、又は提供者が導入者の販売（再販売）可能相手方若しくは禁止相手方を指定する場合。
- ・提供者が契約製品の製造・販売量の上限を設定し、導入者にそれ以上製造・販売させないようにする場合。

- ・提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、導入者がこれを達成できない場合は、提供者が一方的に契約を解約する場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、強制しない場合。
- ・独占契約であって、提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、導入者がこれを達成できない場合は、提供者が非独占契約に転換する場合。

エ 取引方式の制限及び販売（再販売）

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が一定の取引方式を指定する場合。
- ・提供者が契約製品の販売価格又は再販売価格を指定する場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・独占契約であって、提供者が契約製品の最高販売価格を指定する場合。

オ 競争技術（製品、業種）（以下「競争製品」という）の使用又は取扱い（以下「取扱い」という）の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が導入者に契約期間中又は契約終了後に契約技術（製品、業種）と類似の又は代替可能な競争製品を取り扱えないようにする場合。
- ・提供者が導入者に提供者の事前同意又は承認を受けて、契約期間中に競争製品を取り扱わせる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・導入者が契約期間中に競争製品を取り扱う場合には、提供者と事前に協議させる場合。

カ 特許権等の権利消滅後の使用制限

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約技術（製品）の特許権等の権利が消滅した後又は導入者の帰責事由によらないで営業秘密が公知の事実になった後、導入者が特許権等を使用するに当たって、提供者が導入者に技術料を出させ、又は当該技術を使用させないようにする場合。

キ 契約製品以外の製品に対する技術料の賦課及び一括技術導入

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約技術を使用しない製品についても提供者が導入者に技術料を支払わせる場合。
- ・提供者が導入者に契約技術の実施のために直接的に必要のない技術を導入させる場合。

ク 技術改良の制限及び研究開発の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が導入者に契約技術（製品）と関連のある技術改良をさせないようにする場合。
- ・提供者が導入者に提供者の事前同意又は承認を受けさせ、契約技術（製品）と関連のある技術改良をさせる場合。
- ・提供者が導入者に導入者単独で又は第三者と共に契約技術（製品）と関連のある研究開発をさせないようにする場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・導入者が契約技術（製品）と関連のある技術改良をする場合には、導入者に提供者と事前に協議させる場合。

ケ 技術改良の移転

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）について、導入者から提供者に対価なく所有権又は独占（非独占）実施権を与えさせる場合。
- ・契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）に

について、導入者から提供者に一方的に報告又は通知させる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）について、改良に必要な技術開発費及び予想収益を含んだ対価を受け、提供者に共同所有権又は独占（非独占）実施権を与える場合。
- ・契約技術（製品）に関連して契約当事者がそれぞれ獲得した改良技術（製品）について、契約の相手方に報告若しくは通知し、又は相互対等な条件で独占（非独占）実施権を与える場合。
- ・導入者が契約技術（製品）に関連して獲得した技術改良について、提供者が、契約技術（製品）の製品又は性能等の保証のため、不可避的に導入者が改良技術を使用又は実施する前に、導入者に報告又は通知させる場合。

コ 広告・宣伝費等の賦課

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・提供者が契約製品に対する広告・宣伝費等の販売促進費の規模を過大に定めて導入者に支出させる場合。

サ 技術料の算定及び最少技術料の賦課

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・技術料の算定方式が契約書に明示されておらず、提供者が技術提供料の算定方式を一方的に決定する場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・提供者が導入者に一定額の最少技術料を賦課する場合。

シ 契約の解約又は紛争時の規定

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、契約当事者の一方に不利に規定される場合。
- ・技術料の支給不能以外の事由を原因として、提供者が適切な猶予期間を付与しないで、一方的に契約を解除することができる場合。

ス 不争義務の賦課

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・第三者が契約技術の有効性又は公知性の有無を争う場合、提供者が契約を解約できる場合。

(2) 輸入代理店契約

輸入代理店契約において不公正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次のとおりであり、不公正な場合に該当するかどうかは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、契約期間、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定するとしている。

ア 部品等の購入先制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・外国事業者が国内事業者に契約製品の部品等を外国事業者又は外国事業者の指定する者から購入させる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・外国事業者が契約製品の品質又は性能等の保証のため不可避的に国内事業者に契約製品の部品等を外国事業者又は外国事業者の指定する者から購入させる場合。
- ・国内事業者の要請により、外国事業者又は外国事業者の指定する者が契約製品の部品等を国内事業者に供給する場合。

イ 国内販売地域の制限、取引の相手方の制限及び取引数量の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・市場を分割する目的で外国事業者が国内事業者の国内販売地域を制限する場合。
- ・外国事業者が国内事業者に外国事業者の指定する者を通じて契約製品を販売させ、又は外国事業者が国内事業者の販売（再販売）可能又は禁止の相手方を指定する場合。

- ・外国事業者が契約製品の最高販売量を設定し、国内事業者に販売できないようにする場合。
- ・外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、国内事業者がこれを達成できない場合、外国事業者が一方的に契約を解除できる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、強制しない場合。
- ・独占契約であって、外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、国内事業者がこれを達成できない場合、外国事業者が非独占契約に転換する場合。

ウ 取引方式の制限及び販売（再販売）価格の指定

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・外国事業者が一定の取引方式を指定する場合。
- ・外国事業者が契約製品の販売価格（再販売価格）を指定する場合。

エ 競争品の取扱い制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・非独占契約であって、外国事業者が国内事業者に契約期間において競争品の取扱いをできないようにする場合（外国事業者の事前同意又は承認を受けて国内事業者に競争品を取り扱わせる場合を含む）。
- ・外国事業者が国内事業者に契約が終了した後競争製品を取り扱えないようにする場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・国内事業者が契約期間において競争品を取り扱う場合には外国事業者に事前協議させる場合。

オ 広告・宣伝費等の賦課

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・外国事業者が契約製品に対する広告・宣伝費等の販売促進費の規模

を過大に定め、国内事業者に支出させる場合。

カ 契約の解約又は紛争時の規定

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、
契約当事者の方に不利に規定される場合。

(3) 合弁投資契約

合弁投資契約において不公正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次のとおりであり、不公正な場合に該当するかどうかは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定するとしている。

ア 部品等の購入先制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・外国投資家が合弁投資会社に部品等を外国投資家又は外国投資家の指定する者から購入させる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・外国投資家が契約製品の品質又は性能等の保証のため不可避的に合弁投資会社に部品等を外国投資家又は外国投資家の指定する者から購入させる場合。
- ・合弁投資会社の要請により、外国投資家又は外国投資家の指定する者が契約製品の部品等を合弁投資会社に供給する場合。

イ 販売地域の制限

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・合弁投資会社が生産した製品について外国投資家がすでに経常的な販売活動をし、又は第三者に独占的販売権を付与した地域以外の地域について、外国投資家が合弁投資会社の輸出を禁止し、又は外国投資家の事前同意若しくは承認を受けさせる場合。

ウ 取引の相手方の制限

①不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・外国投資家が合弁投資会社に外国投資家又は外国投資家の指定する者を通じて製品を輸出させる場合。

②公正な場合に該当する事項

- ・合弁投資会社が生産した製品を外国投資家又は外国投資家の指定する者が国際的に妥当な価格及び条件で適期に引き受ける場合。

エ 契約の解約又は紛争時の規定

○不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- ・契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、契約当事者の方に不利に規定される場合。

3. 運用状況

国際契約の届出制度は、1994年12月の改正により廃止されたが、改正法が施行された95年4月1日より前は国際契約の届出が義務づけられていたので、まず、その届出の状況について見ることとする。資料としては、公正取引法の制定時から93年12月末までの間のデータしかないので、その期間について見ると、表1のとおりである。届出られた国際契約は、全体で1万625件であり、その内訳は、技術導入契約6227件（届出件数全体の58.6%）、著作権導入契約1786件（同16.8%）、輸入代理店契約1189件（同11.2%）、合弁投資契約1155件（同10.9%）、借款契約171件（同1.6%）、技術役務導入契約97件（同0.9%）となっている⁽¹⁾。

また、このうち、是正の対象となった国際契約の件数は、全体で2173件であり、その届出られた国際契約の件数全体に占める比率、つまり、是正比率は、20.5%となっている。同様に、各契約類型別に是正の対象となった件数とその是正比率について見てみると、技術導入契約1477件（是正比率23.7%）、

表1 國際契約の年度別届出件数及び是正件数

契約類型		1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	計
技術導入	届出	180	343	401	463	467	540	616	615	445	488	548	530	591	6,227
	是正	78	155	188	201	199	222	184	47	12	34	58	42	57	1,477
	是正比率%	43.3	45.2	46.9	43.4	42.6	41.1	29.9	7.6	2.7	7.0	10.6	7.9	9.6	23.7
輸入代理店	届出	1	4	6	129	152	36	27	14	26	274	211	51	258	1,189
	是正	0	3	5	23	15	13	8	3	13	10	26	0	6	125
	是正比率	0.0	75.0	83.3	17.8	9.9	36.1	29.6	21.4	50.0	3.6	12.3	0.0	2.3	10.5
著作権導入	届出								420	218	438	267	395	48	1,786
	是正								1	0	0	0	0	2	3
	是正比率								0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.2
合弁投資	届出	1	47	81	100	92	137	219	198	168	60	17	27	8	1,155
	是正	0	11	16	18	19	35	49	19	3	1	1	0	0	172
	是正比率	0.0	23.4	19.8	18.0	20.7	25.5	22.4	9.6	1.8	1.7	5.9	0.0	0.0	14.9
技術導入	届出										9	21	62	5	97
	是正										0	0	15	0	15
	是正比率										0.0	0.0	24.2	0.0	15.5
借款	届出	6	44	28	44	39	6	3	0	0	0	0	1	0	171
	是正	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	是正比率	0.0	0.0	10.7	4.5	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5
計	届出	188	438	516	736	750	719	865	1,247	857	1,269	1,064	1,066	910	10,625
	是正	78	169	212	244	234	270	241	70	28	45	85	57	65	1,798
	是正比率	41.5	38.6	41.1	33.2	31.2	37.6	27.9	5.6	3.3	3.5	8.0	5.3	7.1	16.9

(注)(1)韓国公正取引委員会・韓国研究開発院『公正去來10年—競争政策の運用成果と課題』(1991年4月), 554ページ並びに韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」(1994年8月), 30ページ及び456ページ。

(2)是正比率は、是正件数を届出件数で除した百分率である。

著作権導入契約3件(同0.2%), 輸入代理店契約125件(同10.5%), 合弁投資契約172件(同14.9%), 借款契約6件(同3.5%), 技術役務導入契約15件(同15.5%)となっている。是正比率が比較的高いのは、技術導入契約、技術役務導入契約、合弁投資契約と輸入代理店契約であり、逆に、是正比率が極めて低いのは、借款契約と著作権導入契約である。

次に、届出件数が多く、是正比率も高い技術導入契約と輸入代理店契約について、さらに届出及び是正の状況について見ていくこととする。

(1) 技術導入契約

公正取引法の制定時から1993年12月末までの間における技術導入契約の届出件数は、前述のとおり、6227件であるが、これを技術導入先の国別で見てみると、表2のとおり、最も多いのが日本からの技術導入契約であり、2787件（届出件数全体の44.8%）と、全体の半数近くを占めている。続いて、米国1830件（同29.4%）、欧州1531件（同24.6%）の順になっており、それ以外は、79件（同1.3%）に過ぎない。

また、技術導入契約のは正比率は、全体では、前述のとおり23.7%であるが、これを国別で見てみると、米国が最も高く30.8%となっており、続いて、日本26.8%、欧州21.8%，その他8.9%となっている⁽²⁾。

次に、是正の対象となった制限事項について見ると、表3のとおり、販売地域制限が最も多く、全体の25.0%を占めており、続いて、契約終了後の契約技術の使用制限16.5%，改良技術の一方的提供12.6%となっている。これら3制限事項で全体の54.1%を占める状況にある。これら3制限事項以外では、原材料・部品の購入義務の賦課7.6%，競争技術の取扱制限4.0%，販売窓口・方法・数量・価格制限3.0%となっており、そのほかはわずかである。また、技術導入先の国別に特徴を見てみると、例えば、日本と米国の場合、

**表2 技術導入契約の導入先国別届出件数
及びは正件数（1981～93年）**

	届出件数	は正件数	は正比率(%)
日本	2,787	748	26.8
米国	1,830	564	30.8
欧州	1,531	334	21.8
その他	79	7	8.9
計	6,227	1,477	23.7

(注)(1)韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」
(1994年8月), 457ページの表より作成。

(2)は正比率は、は正件数を届出件数で除した百分率である。

表3 技術導入契約の国別・制限事項別件数

制限事項	日本	米国	その他		計			
	%	%	%	%				
競争技術(製品・業種)取扱制限	48	3.5	38	4.8	28	4.2	114	4.0
販売地域制限	396	28.5	147	18.5	170	25.5	713	25.0
改良技術の一方的提供	189	13.6	101	12.7	70	10.5	360	12.6
技術提供者の免責	5	0.4	5	0.7	0	0.0	10	0.5
不争義務の賦課	3	0.2	1	0.1	2	2.3	6	0.2
原材料・部品購入義務の賦課	128	9.2	41	5.2	47	7.0	216	7.6
販売窓口・方法・数量・価格の制限	34	2.5	24	3.0	28	4.2	86	3.0
契約終了後の契約技術の使用制限	210	15.1	160	20.2	100	15.0	470	16.5
技術料の不当算定	11	0.8	15	1.9	3	3.4	29	1.0
租税負担の転嫁	4	0.3	5	0.7	9	1.3	18	0.6
販売促進費の規模の指定	1	0.1	13	1.6	9	1.3	23	0.8
その他	358	25.8	243	30.6	201	25.3	802	28.2
合計	1,387	100.0	793	100.0	667	100.0	2,847	100.0

(注)(1)韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」(1994年8月), 458ページの表より転載。

(2)1契約に2以上の制限事項が含まれている場合がある。

いずれも前記3制限事項(販売地域制限, 契約終了後の契約技術の使用制限及び改良技術の一方的提供)の比率が高いが, そのなかでも, 日本の場合は, 販売地域の制限, 米国の場合は, 契約終了後の契約技術の使用制限の比率が最も高くなっている。また, これら3制限事項以外では, 日本の場合, 原材料・部品の購入義務の賦課の比率が比較的高くなっている⁽³⁾。

最近の是正事例としては, 公正取引委員会の年次報告に掲載されたものとして, 次のようなものがある⁽⁴⁾。

①ソフトウェアの技術導入契約

MS-DOSソフトウェアの著作権を所有し, 同種の製品の韓国国内の市場における市場占拠率が約80%の米国企業M社は, その独占体制を継続して維持するため, 1992年の初めに, 主要韓国企業との技術導入契約を変更し, 技術料の賦課方法を以前のコピーごと(実際の使用量を基準)からシステムごとに変更した。この変更された賦課方法は, 技術導入者

が生産した全てのパソコンに対して技術料を賦課するものであり、この方法が適用されると、技術導入者は、他の DOS を使用しても M社に技術料を支払わなければならぬようになるため、MS—DOS を使用せざるを得なくなり、その結果、競争者の製品の市場参入や競争が制限される効果を有していた。公正取引委員会は、これについて、92年4月、競争技術の使用を制限し、或いは、契約技術を使用しない製品について技術料を賦課する行為であるとして、是正が必要であるとの意見を商工部に通報した。その結果、当該契約は修正され、その処理結果が米国連邦取引委員会に通知された。

②医薬品の製造技術導入契約

Y社が1992年3月に日本のW社等の医薬品製造会社2社との間において喘息治療剤、抗生物質等の医薬品の製造技術と商標使用権の導入契約を締結したところ、同契約において、契約技術を使用して製造した医薬品の販売地域を韓国国内に制限し、同製品の製造原料を全て技術提供者又はその指定する会社から義務的に購入させ、技術改良が生じた場合には、改良技術の提供義務をY社に対してのみ一方的に賦課する等の制限事項が見られた。このため、公正取引委員会は、問題のある契約条項の修正を求めたところ、92年6月、契約書について所要の修正がなされた。

③立体式駐車設備の技術導入契約

S社が1993年3月に日本のI社との間において立体式駐車場設備のシャトル・パーキング設備に関する技術導入契約を締結したところ、同契約において、事前に書面承認下においてのみ、契約プロジェクトを韓国以外の地域に販売することができるとの条項が含まれていた。この条項について、公正取引委員会は、技術導入者の輸出を厳格に制限するものであり、契約製品関連分野において、技術導入者の事業活動領域を縮小させる反面、技術提供者の市場支配力を強化させるおそれが大きいと

して、是正の必要があるとした。このため、両者は、契約プロジェクトについて、技術提供者が独占的実施権を許容した地域、経常的な販売活動をしている地域及びかかる技術を登録した地域以外では同契約プロジェクトを輸出することができる旨、当該条項を修正した。

(2) 輸入代理店契約

公正取引法の制定時から1993年12月末までの間における輸入代理店契約の届出件数は、前述のとおり、1189件であるが、同期間における輸入代理店契約の外国当事者の国別届出件数を示す公表データがない。このため、届出の督励が行われたために届出件数が多く、かつ、公表データが存在する90年及び91年の両年について、外国当事者の国別届出件数の状況を見てみることとする。これによれば、最も届出件数が多いのは米国であり、輸入代理店契約の届出件数全体の28.8%を占めている。続いて多いのが日本の19.6%であり、この両国で輸入代理店契約の届出件数全体の約6割を占めている。また、輸入代理店契約の外国当事者の国別是正比率については、90年及び91年の両年のデータで見てみると、米国7.3%，日本7.4%となっている。この両年における是正の対象となった制限事項は、輸出の禁止、非独占の代理店契約における競争品取扱い禁止、販売目標数量の設定といったものが多い⁽⁵⁾。

最近の是正事例としては、公正取引委員会の年次報告に掲載された次のようなものがある⁽⁶⁾。

○コンピュータ・ソフトウェアの輸入代理店契約

T情報通信が1993年10月にカナダのA社との間においてコンピュータ管理カード及びソフトウェアの輸入代理店契約を締結したところ、同契約において、契約期間中、契約製品と競争関係にある製品を製造、開発及び販売してはならないとの条項が含まれていた。公正取引委員会は、この条項について、T情報通信の多様な製品取扱いを妨害し、外国他社のT情報通信を通じた韓国市場への進出を剝奪する結果を招くものであり、不公正な

条項に当たるとした。このため、両者は、当該条項を削除することとし、その修正契約を公正取引委員会に提出した。

4. 小 括

1994年12月の法改正により、国際契約の届出制が廃止されたが、国際契約の規制自体は廃止されなかった。これは、国際契約については、その外国当事者に手続上の管轄権が及ばない場合であっても、国内当事者を違反に問うことにより、国内当事者に課される不当な制限事項を排除できるという国際契約の規制の利点を依然保持する必要性があったことによるものと考えられる。外国技術の導入を図りながら、国内事業者に課せられる不当な制限を排除していくことは、国際競争力の強化を重視する政策的対応を図っている韓国においては、依然として必要な施策になっているといえよう。その意味においては、届出制の廃止についても、届出制が単に廃止されたのではなく、その代わりに、国際契約を締結した契約当事者が審査要請できるようにされ、これも、不当な制限を受ける或いは受けることになる国内当事者に対して容易に公正取引委員会に審査要請できる機会を提供し、国内当事者に課される不当な制限事項の迅速な排除を図ろうとする便宜を与えたものと見ることもできる。国際契約の規制は、外国技術の導入に随伴する不当な制限事項から国内事業者を保護し、外国技術の導入の促進を側面から援護する性格を有してきたが、94年12月に届出制の廃止という制度的に大きな変更があったとはいえ、その性格は基本的には変わっていないと見ることができよう。

注(1) 韓国公正取引委員会・韓国研究開発院『公正去來10年—競争政策の運用成果と課題一』、1991年4月、554ページ；韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、1994年8月、130ページ及び456ページ。

- (2)及び(3) 前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、457ページ及び458ページ。
- (4) 韓国公正取引委員会「公正去來年報1993年版」、1993年6月、165～167ページ；前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、132ページ。
- (5) 韓国公正取引委員会「公正去來年報1992年版」、1992年6月、115ページ。
- (6) 前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、132ページ及び133ページ。